



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付が困難になった世帯に対し、国が定める基準に基づき減免を実施します。

■減免の対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和2年中の収入が令和元年と比べ一定以上減少しており、次の全てに該当する世帯

- ・令和2年中の事業収入等（事業、不動産、山林または給与収入）のいずれかの収入が、収入の種類ごとに見た場合に、令和元年に比べて3割以上減少している。
- ・令和元年合計所得額が1,000万円以下である。
- ・減少している収入に係る所得以外の令和元年合計所得額が400万円以下である。

●ただし、次に該当する方は、②の減免対象外です。

- ・主たる生計維持者の収入が、年金収入のみ（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料）。
- ・主たる生計維持者が、雇用保険の受給資格があり、軽減の対象となる方（※非自発的失業者）の、給与収入の減少による減免（国民健康保険税）。

※非自発的失業者：失業時点で65歳未満であり、雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者のこと。雇用保険受給資格者証の第1面「⑫離職年月日 理由」欄により判別します。

■減免の対象となる国民健康保険税および後期高齢者医療保険料

令和2年2月～令和3年3月納期

■申請期限

令和3年3月31日（水）まで必着 ※お早めに申請ください。

■申請方法

申請は原則として、郵送でのみ受け付けますので、事前に電話により保険課までお問い合わせください。

■その他

- ・申請書様式および詳細は町ホームページにも掲載しております。

<http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/kurashi/kurashinoyouhou/kokuho-iryuu/2020-0701-0938-16-genmensinnsei.html>

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎ 21-2121



国民年金からのお知らせ

■新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先までお問い合わせ願います。

問合せ 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-23-4236
福祉課 福祉グループ ☎21-2120

■新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害基礎年金、障害厚生年金に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、治療の観点から急を要さない障害状態確認届（診断書）の取得等のみを目的とした受診を回避するため、障害状態確認届（診断書）の提出期限が延長されています。詳細につきましては次の連絡先までお問い合わせ願います。

問合せ 小樽年金事務所お客様相談室 ☎0134-65-5003